

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第83号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 2 崇仁市営住宅第53棟の項の次に次の1項を加える。

崇仁市営住宅第54棟	101号及び102号	37,800
	105号及び106号	31,800

別表第3 2 崇仁市営住宅第59棟の項の次に次の2項を加える。

崇仁市営住宅第61棟	101号	29,100
	102号から105号まで	29,400
崇仁市営住宅第62棟	101号から103号まで	38,100
	112号から114号まで	32,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の承認の申込みその他崇仁市営住宅第54棟、第61棟及び第62棟の店舗を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅管理課)